改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第三項	老齢厚生年金	退職共済年金
	前二項	同項
	第一項各号に掲げる	同項各号に掲げる
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第五項	厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号
	加給年金額	職域加算額及び加給年金額
	老齢厚生年金	退職共済年金
	前各項	同項及び第三項
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第七項	から第四項まで	、第三項
	老齢厚生年金	退職共済年金
	厚生年金保険法第三十六条第二項	なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第二項
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第八項	前各項	第一項、第三項及び前三項
	老齢厚生年金	退職共済年金
	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第九項	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
	同法	適用する改正後厚生年金保険法
	前各項	第一項、第三項及び第五項から前項まで
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十項	次条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金
	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
	第一項、第二項	第一項
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十一項	改正後の厚生年金保険法附則第八条	改正前国共済法附則第十二条の三
	老齢厚生年金	退職共済年金

2　平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正後厚生年令第三条の四、第三条の六から第三条の七まで、第六条の七、第七条、第八条の二、第八条の二の二及び第八条の二の五、平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年厚年令第二百九十八号。以下「平成十六年厚年経過措置政令」という。）第十三条の二第一項並びに改正後再評価令第四条第一項及び第三項、第五条、第六条、別表第一並びに別表第二の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十四項	厚生年金保険法附則第十一条の六及び前各項	適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六及び前各項（第二項、第四項及び前二項を除く。）
	改正後の厚生年金保険法附則第八条	改正前国共済法附則第十二条の三
	老齢厚生年金	退職共済年金

改正後厚生年令第三条の四第一項	法第四十三条の二第一項第二号イ	適用する改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた同法第一条の規定による改正後の法を言い、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及びに国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等の一部の施行に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた規定をいう。以下同じ。）第四十三条の二第一項第二号イ
改正後厚生年令第三条の四の二	法第四十三条第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号
改正後厚生年令第三条の六	法第四十六条第一項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項
改正後厚生年令第三条の六の二	法第四十六条第二項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第二項
改正後厚生年令第三条の七	法第四十六条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項
	法第五十四条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項
改正後厚生年令第六条の七	法附則第十一条第二項	適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項
平成十六年厚年経過措置政令第十三条の二第一項の表以外の部分	第四条第一項（同項の表平成十六年政令第二百八十六号）附則第二条第一項（同項の表第四号に係る部分に限る。）、第二項（同項の表平成十六年改正法第十七条の規定による改正前の平成十六年改正法附則第十一条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法の第二十七条の規定による改正前の平成十六年改正法附則第十三条の九の部分（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）附則第二条第一項（同条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法の第二十七条の規定による改正前の平成十六年改正法附則第十三条の九の部分を除く。）、第三項又は第四項